

「横浜市環境影響評価技術指針」の改定について

「横浜市環境影響評価技術指針」(以下、技術指針)は、横浜市環境影響評価条例(以下、条例)に基づき、環境影響評価の手法等を定めるものです。前回の改定から 10 年以上が経過し、新たな社会ニーズ(気候変動、自然資本等)などに対応するため、技術指針の改定を行います。改定にあたり、改定素案をとりまとめましたので、市民の皆様の御意見を募集します。

1 主な改定内容

(1) 環境影響評価項目の見直し【別表2、別記】

環境影響評価項目とは、「温室効果ガス」や「水循環」、「大気質」など、環境影響評価を行うための項目であり、環境に影響を及ぼすことが想定される行為及び要因が及ぼす影響について適切に検討して選定するものです。

社会ニーズの変化等を踏まえ、次のとおり見直しました。

No.	現行		改定素案	
1	<u>生物多様性</u>	動物	<u>生物・生態系</u>	生態系
		植物		動物
		生態系		植物
2	—		<u>緑地</u>	<u>緑地</u>
3	<u>風害</u>	局地的な風向・風速	<u>風環境</u>	局地的な風向・風速
4	<u>地盤</u>	地盤沈下	<u>地盤</u>	地盤沈下
		<u>土地の安定性</u>		<u>土地の安定性</u>
	<u>安全</u>	浸水	安全	浸水
		火災・爆発		火災・爆発
		有害物漏洩		有害物漏洩
5	<u>地域社会</u>	<u>地域分断</u>	<u>地域交通</u>	<u>交通経路の分断</u>
		交通混雑		交通混雑
		歩行者の安全		歩行者等の安全

※変更した事項について下線で示しています。

(2) 「項目選定する対象事業の考え方」の追記【別記】

環境影響評価項目を選定する対象事業の考え方を新たに追記しました。

・ (例)温室効果ガス

国及び横浜市が掲げる 2050 年カーボンニュートラルに向けて、原則として(全ての事業で)温室効果ガスを環境影響評価項目として選定する。

・ (例)廃棄物・建設発生土

ア 工事中に、一般廃棄物若しくは産業廃棄物が発生し、又は建設発生土を場外搬出すると予想される場合

イ 存在・供用時に、一般廃棄物又は産業廃棄物が発生すると予想される場合

(3) 「環境保全目標」の見直し【本編、別記】

環境保全目標とは、実行可能な範囲で環境影響を回避又は低減しているかの視点から設定する目標で、個々の環境影響評価項目について設定するものです。

できる限りより良い環境を目指して、現在の環境への影響を最小限にすることや、プラス面の効果を見込む場合は良好な環境を創出することを念頭に置き適切に設定されるよう、次のとおり見直しました。

- ・ 現在の環境への影響をできる限り最小限にする目標の例示

環境影響評価項目	現行	改定素案
(例)水循環	水循環の状況に著しい影響を及ぼさない水準	水循環への影響を最小限にとどめる水準
(例)大気質	大気質の状況に著しい影響を及ぼさない水準	大気質への影響を最小限にとどめる水準

- ・ 環境の改善やより良い環境の創造を目指すことを念頭に置く目標の例示

環境影響評価項目	現行	改定素案
(例)緑地	—	緑地及びその機能を向上する水準
(例)景観	—	良好な景観の形成

(4) 「環境の保全のための措置」の追記【本編、別記】

環境の保全のための措置は、事業者が実行可能な範囲で事業の実施による影響を回避又は低減することを目的として検討します。

環境影響評価項目ごとに、環境の保全のための措置の例を追記しました。

- ・ 事業の実施による影響を回避又は低減することを目的とした措置の追加
(例)騒音
低騒音型建設機械の使用及び工法に関する措置
- ・ 環境の改善やより良い環境の創造を目指すことを念頭に置くよう、記載の追加
(例)廃棄物・建設発生土
製品の原材料における再生プラスチックの使用

(5) 適切で分かりやすい指針への見直し

(例1) 方法書及び準備書の作成時期の目安が分かるよう本編に追記

- ・ 方法書の手続は、環境影響評価を適切かつ円滑に進めるために行うものであり、環境影響評価項目が選定でき、調査及び予測の手法が選定できる程度には事業内容が固まっている必要があります。
- ・ 準備書は、環境影響評価を行うにあたって環境影響評価項目を選定し、調査、予測及び評価を行い、その結果を記載するもので、最終的な評価となる評価書の準備のための図書(評価書の案)です。そのため、客観的に予測できる程度に事業内容が固まっている必要があります。

(例2) 「対象地域※」の参考例を本編に記載

※対象地域:準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域

- ・対象事業の実施による日影が影響を及ぼすおそれがある範囲
- ・最寄の幹線道路に至るまでの工事用車両等の走行ルート沿道の50m程度の範囲

2 施行予定日

令和7年4月頃

3 これまでの検討経過

令和6年1月より、条例第6条及び第7条の規定に基づく横浜市環境影響評価審査会への意見聴取を行い、9回の審議を経て、改定素案を取りまとめました。

※審査会資料、会議録等は下記のウェブページからご覧いただけます。

<横浜市環境影響審査会の開催記録>

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/hozentorikumi/assessment/hyokashinsa/kiroku/>

審査会開催記録



<問い合わせ先>

横浜市みどり環境局環境影響評価課

電話 045-671-2495

メール mk-eikyohyoka@city.yokohama.lg.jp